変圧器	変圧器	【判断の基準】 ○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した数値を上回らないこと。 【配慮事項】 ○運用時の負荷率の実態に配慮されたものであること。

備考）　本項の判断の基準の対象とする「変圧器」は、定格一次電圧が 600V を超え、7000V 以下のものであって、かつ、交流の電路に使用されるものとする。ただし、次のいずれかに該当するものについては、これに含まれないものとする。

① 絶縁材料としてガスを使用するもの
② Ｈ種絶縁材料を使用するもの
③ スコット結線変圧器
④ ３以上の巻線を有するもの
⑤ 柱上変圧器
⑥ 単相変圧器であって定格容量が５kVA 以下のもの又は500kVA を超えるもの
⑦ 三相変圧器であって定格容量が10kVA 以下のもの又は2000kVA を超えるもの
⑧ 樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの
⑨ 定格二次電圧が100V 未満のもの又は600V を超えるもの
⑩ 風冷式又は水冷式のもの

表　変圧器に係る基準エネルギー消費効率の算定式

区分					基準エネルギー消費効率の算定式
変圧器の種別	相　数	定格周波数	定格容量	仕　様	
油入変圧器	単　相	50Ｈｚ		標準仕様（JIS C4304 及び JIS C 4306 に規定する標準仕様状態のこと。）	$E=9.34S^{0.737}$
		60Ｈｚ			$E=8.60S^{0.744}$
	三　相	50Ｈｚ	500kVA 以下		$E=14.5S^{0.694}$
			500kVA 超		$E=10.6S^{0.797}$
		60Ｈｚ	500kVA 以下		$E=14.4S^{0.681}$
			500kVA 超		$E=8.00S^{0.825}$
モールド変圧器	単　相	50Ｈｚ			$E=14.1S^{0.685}$
		60Ｈｚ			$E=13.3S^{0.692}$
	三　相	50Ｈｚ	500kVA 以下		$E=16.9S^{0.699}$
			500kVA 超		$E=31.2S^{0.659}$
		60Ｈｚ	500kVA 以下		$E=16.2S^{0.702}$
			500kVA 超		$E=17.4S^{0.742}$
油入変圧器	単　相	50Ｈｚ		準標準仕様（JIS C 4304 及び JIS C 4306 に規定する以外の仕様状態のこと。）	$E=(9.34S^{0.737})\times1.10$
		60Ｈｚ			$E=(8.60S^{0.744})\times1.10$
	三　相	50Ｈｚ	500kVA 以下		$E=(14.5S^{0.694})\times1.10$
			500kVA 超		$E=(10.6S^{0.797})\times1.10$
		60Ｈｚ	500kVA 以下		$E=(14.4S^{0.681})\times1.10$
			500kVA 超		$E=(8.00S^{0.825})\times1.10$
モールド変圧器	単　相	50Ｈｚ			$E=(14.1S^{0.685})\times1.05$
		60Ｈｚ			$E=(13.3S^{0.692})\times1.05$
	三　相	50Ｈｚ	500kVA 以下		$E=(16.9S^{0.699})\times1.05$
			500kVA 超		$E=(31.2S^{0.659})\times1.05$
		60Ｈｚ	500kVA 以下		$E=(16.2S^{0.702})\times1.05$
			500kVA 超		$E=(17.4S^{0.742})\times1.05$

備考）　１　「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油を使用するものをいう。

２　「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料を使用するものをいう。

３　Ｅ及びＳは、次の数値を表すものとする。

Ｅ：基準エネルギー消費効率（単位：Ｗ）

Ｓ：定格容量（単位：kVA）

４　エネルギー消費効率については、JIS C 4304「7.5 エネルギー消費効率」及び JIS C 4306「7.5 エネルギー消費効率」による。

空調用機器	吸収冷温水機	【判断の基準】 ①冷房の成績係数が表１に示された区分の数値以上であること。 ②冷房の期間成績係数が表２に示された区分の数値以上であること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「吸収冷温水機」は、冷凍能力が 105kW 以上のものとする。ただし、木質ペレットを燃料とする機器は、対象外とする。

２　吸収冷温水機の成績係数及び期間成績係数の算出方法は、JIS B 8622 による。

表１　冷房の成績係数

区　分	成績係数
冷凍能力が 352kW 未満	1.20

表２　冷房の期間成績係数

区　分	期間成績係数
冷凍能力が 352kW 以上	1.45

空調用機器	氷蓄熱式空調機器	【判断の基準】 ①氷蓄熱槽を有していること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ③冷房の成績係数が別表３に示された区分の数値以上であること。

備考）１　「氷蓄熱式空調機器」とは、氷蓄熱ユニット又は氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーをいう。

２　「氷蓄熱式空調機器」の判断の基準は、氷蓄熱ユニットについては非蓄熱形相当冷却能力が、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーについては定格蓄熱利用冷房能力がそれぞれ 28kW 以上のものに適用する。

３　成績係数の算出方法は、以下の算定式により、昼間熱源機運転時間は 10 時間とする。

①氷蓄熱ユニット

$$\text{成績係数}=\frac{\text{定格日量冷却能力（kW・h）}}{\text{定格蓄熱消費電力量（kW・h）＋昼間熱源機冷却消費電力量（kW・h）}}$$

②氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー

成績係数＝日量蓄熱利用冷房効率

４　「非蓄熱形相当冷却能力」とは、冷房時の時間当たり平均負荷率（時間当たりのピーク負荷の負荷率を 100%とした時の平均負荷の割合）を 85%として、この時のピーク負荷熱量をいう。

５　「定格蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表１に